
「自主規制会議規則」の一部改正について

日証協 平成 27 年 6 月 29 日

今般、自主規制における議論にこれまで以上に幅広い層の協会員からの意見を反映させることができるよう、自主規制会議に置く各分科会の委員数について見直しを行うため、「自主規制会議規則」の一部改正を行った。

本改正は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

本改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「自主規制会議規則」の一部改正について

平成 27 年 6 月 29 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

最近における協会の業務内容やビジネスモデルの多様化等を踏まえると、自主規制における議論にはこれまで以上に幅広い層の協会からの意見を反映させる必要がある。ついては、自主規制会議に置く各分科会の委員数を必要に応じて増加させることができるようにするため、「自主規制会議規則」の一部を改正する。

II. 改正の内容

自主規制会議に置く分科会の委員数の上限を現行の「18 人以内」から「21 人以内」に改める。(第 15 条)

III. 施行の時期

この改正は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

「自主規制会議規則」の一部改正について

平成 27 年 6 月 29 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 4 章 分 科 会 (委 員) 第 15 条 分科会の委員は、自主規制会議の 同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任 する。 2 委員の数は、<u>21人</u>以内とする。 3～4 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成27年 7 月 1 日から施行す る。	(同 左) (委 員) 第 15 条 (同 左) 2 委員の数は、<u>18人</u>以内とする。 3～4 (省 略)